

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1909号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第6-1515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給地域等）</p> <p>第2条 <u>一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</u></p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第2条の2 <u>市町村立学校職員給与条例第18条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</u></p> <p><u>（1）東京都の特別区 100分の20</u></p> <p><u>（2）大阪市 100分の16</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる区域の名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</u></p>	<p>（支給地域等）</p> <p>第2条 <u>一般職員給与条例第17条の2第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第1項の人事委員会規則で定める地域並びに一般職員給与条例第17条の2第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</u></p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。